

社会福祉法人横浜市泉区社会福祉協議会 ボランティアセンター運営規程

平成14年 4月 1日 制定
平成20年 1月25日 一部改正
平成29年12月15日 一部改正
令和 3年 3月16日 一部改正

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人横浜市泉区社会福祉協議会ボランティアセンター（以下「ボランティアセンター」という。）の運営に関し必要なことを定める。

(事業)

第2条 ボランティアセンターは、市民の福祉意識の醸成と、ボランティア、市民活動に必要な知識、技術等修得のための研修、情報提供を行うとともに、ボランティア・市民活動の振興を図ることを目的として、次の事業を行う。

- (1) 相談、登録、斡旋
- (2) 連絡調整
- (3) 広報啓発
- (4) 研修
- (5) ボランティア・市民活動への協力、援助、組織化
- (6) 災害時等福祉救援ボランティア活動の促進
- (7) 活動並びに相互交流の場の提供
- (8) 調査研究
- (9) 機材の貸し出し
- (10) 善意銀行の寄付金品の活用
- (11) その他目的達成に必要な事業

(運営委員会)

第3条 ボランティアセンターの適正な運営を図るため、ボランティアセンター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の構成)

第4条 委員会は、委員若干名をもって構成し、うち1名を委員長とする。委員長は、委員の互選とする。

(委員の委嘱)

第5条 委員は、ボランティア・市民活動を行う団体及び個人、関係機関、学識経験者等より、会長が委嘱する。

(委員長の職務)

第6条 委員長は、委員会の会務を統括する。委員長に事故あるときは、その指名する委員がその職務を代理する。

(会 議)

第7条 委員会は委員長が招集し、半数以上の委員の出席により成立し、議事は出席委員の過半数をもって決する。但し可否同数のときは、委員長の決するところによる。

2 前項の場合において、あらかじめ書面をもって、欠席及び委員会に付議される事項についての意思を表示したものは、出席者とみなす。

(委員の任期)

第8条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(開館時間)

第9条 ボランティアセンターの開館時間は、年間を通じ午前9時から午後5時までとする。

(休館日)

第10条 ボランティアセンターの休館日は、1月1日から3日まで及び12月29日から31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、会長が特に必要と認める時は、臨時に休館にすることができる。

(善意銀行の設置)

第11条 ボランティアセンターに善意銀行を設置し、寄託金品の受け入れを行う。

2 前条の規定にかかわらず、寄付金品の受け入れは、月曜日から土曜日の午前9時から午後5時の時間帯とする。

(寄託金品の配分)

第12条 寄託金については、これを法人運営及び区社協事業拠点区分善意銀行運営サービス区分の収入支出予算に計上し、寄託品については、預かり品として取り扱う。

2 寄託金については、「泉ふれあい助成金」「福祉の泉助成金」配分審査委員会で諮り、その決定したところに従い、速やかに処理する。ただし、次の各号に該当するものについては、会長が専決することができる。

(1) 緊急を要する一件10万円以下の寄託金の配分

(2) 本会実施事業への配分等、事業の安定した継続を図るために、あらかじめ審査委員会で経年分の配分を決定し留保された資金の執行。

3 寄託物品の配分については、区社協事務局長(以下、事務局長)が専決することができる。

4 第2項の但し書きによる配分を行ったときは、事務局長は、次回の審査委員会に報告しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

(廃止)

2 社会福祉法人横浜市泉区社会福祉協議会善意銀行運営委員会規程（平成5年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成17年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成19年3月23日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成29年12月15日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、令和3年3月16日から施行する。